

**介護老人保健施設ひまわり
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款**

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ひまわり（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、当該サービスの利用を開始した日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1又は別紙2（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額2万円範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行つた場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーションサービス(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用が不可能となった場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに発行します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をご利用月の翌月末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録及び診療録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限りこれに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員、並びに職員でなくなった後においても、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のサービス提供等により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 当施設は事前の打ち合わせに基づき、利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者、主治医、関係医療機関、担当介護支援専門員又は行政機関等に速やかに連絡します。

（賠償責任）

第11条 訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者又は身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができます。

受付した苦情等申出については、確認・記録をし、苦情解決責任者へ報告、苦情解決につとめます。また、苦情解決に社会性や客観性を確保するため、第三者委員を選任し、必要に応じ、話し合いへの立ち会い、助言等を求め、苦情解決を支援します。

（利用契約に定めのない事項）

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

**介護老人保健施設ひまわり
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）重要事項説明書
（令和7年4月1日現在）**

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 事業所の概要

- ・法人名 社会福祉法人 朋友会
- ・事業所名 介護老人保健施設ひまわり訪問リハビリテーション
- ・サービスの種類 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ・指定年月日 平成29年4月1日
- ・所在地 長崎県佐世保市指方町5040番地3
- ・電話番号 0956-20-2100
- ・ファックス番号 0956-20-2101
- ・管理者名 川上 勝利
- ・介護保険指定番号 4250280064号

3. 訪問リハビリテーションの目的と介護老人保健施設ひまわりの運営方針

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、理学療法士又は作業療法士が、医学的管理を行っている医師の指示により居宅を訪問して必要な機能訓練を行い、心身の維持回復を図り、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）が可能な限りその居宅において自立した生活が営むことができるよう支援することを目的とする。

以上の目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ひまわりの運営方針]

ひまわりは施設利用者やその家族の方に施設に対し安心感と信頼感を持っていただくことを第一に考え、職員一人ひとりの能力を十二分に生かし、常に明るく家庭的な雰囲気づくりを目指し、また、家庭や地域との結びつきを重視し、施設の持つ機能を十分に発揮して、より多くの方々に信頼されることにより社会に貢献できることを目指していきます。

4. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション
- ② 介護予防訪問リハビリテーション

5. 訪問リハビリテーションの職員体制

職 種	常勤兼務	業 務 内 容
管 理 者	1	事業所の管理運営
医 師	1	リハビリテーション計画の作成に係る診療及び指示
作業療法士	3	医師の指示のもと、リハビリテーション計画の作成及び実行
理学療法士	1	

6. 利用料金

法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に明記されている割合により、1割、2割または3割をご負担いただきます。以下は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の料金です。

(1) 基本料金

訪問リハビリテーション費・	1回(20分)につき	308円
介護予防訪問リハビリテーション費	1回(20分)につき	298円

(2) 加算料金

①リハビリテーションマネジメント加算 *要支援者は除く

継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に加算されます。

リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1月につき 180円

リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1月につき 213円

事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合
リハビリテーションマネジメント加算に加えて1月につき 270円

②短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき 200円

退院(退所)日又は認定日から3月以内の期間に実施する場合に加算されます。

③移行支援加算 1日につき 17円

評価対象期間において訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、5%を超えている場合、次の年度に限り加算されます。*要支援者は除く

④認知症短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき 240円

認知症であると医師が判断した者に対し、退院(退所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に実施する場合に加算されます。*要支援者は除く

⑤口腔連携強化加算 1回につき 50円

利用者の口腔の健康状態の評価をし、歯科医療機関等に情報提供した場合に加算されます。

⑥退院時共同指導加算 1回に限り 600円

医師又は理学療法士等が医療機関の退院前会議に参加し、共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを利用した場合に加算されます。

⑦サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6円

理学療法士・作業療法士等の職員のうち、勤続7年以上の者が1人以上勤務

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3円

理学療法士・作業療法士等の職員のうち、勤続3年以上の者が1人以上勤務

※ 区分支給限度基準額の算定対象外になります。

⑧介護予防訪問リハビリテーションは、利用を開始した日の属する月から12月を超えた期間に利用し、リハビリテーション会議を開催する等の要件を満たしていない場合に、1回につき30円が減算されます。

⑨高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。

- ⑩業務継続計画未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するなど必要な措置が講じられていない場合に減算されます。

※ サービス実施に伴う必要な水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(3) 支払方法

ご利用月の翌月末日までに、お支払をお願いいたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金でのお支払いをお願いいたします。現金でのお支払いが困難な場合は、ご相談ください。

7. 営業日及び営業時間

- ・営業日は毎週月曜日から金曜日。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ・営業時間は午前9時30分から午後5時00分。

8. 通常の事業実施地域

- ① 佐世保市（宮・広田圏域、三川内圏域、針尾・江上圏域、早岐圏域、日宇圏域、天神・福石圏域）
- ② 川棚町
- ③ 波佐見町

9. 事故発生時の対応

サービス提供にあたって、事故・体調の急変が発生した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、事前の打合せに基づき、家族、主治医、関係医療機関、担当介護支援専門員又は行政機関等に速やかに連絡します。

10. 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

11. 苦情等の申出

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情の受付窓口

苦情受付窓口 (担当者)	事業所及び施設職員
-----------------	-----------

担当者が不在の場合は、当日勤務者が受け付けいたします。

② 受付時間 午前8時30分から午後5時30分

また、苦情受付ボックス『ご意見箱』を施設の1階に設置しています。

③ 苦情・相談の処理を行う体制並びに手順

- ・管理者を苦情解決責任者とします。
- ・苦情受付担当者は、苦情について随時受付し、内容等を記録し確認・報告等を行います。
- ・苦情解決責任者は、苦情確認のため施設職員と協議し、また施設職員の意見を求めるものとしてします。
- ・苦情解決に社会性や客観性を確保するため、第三者委員2名を、社会福祉法人朋友会理事会で選任し、理事長が任命します。

④ その他

当事業所以外に市町村及び長崎県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等への相談もできます。

- ・ 佐世保市 長寿社会課 TEL 0956-24-1111
- ・ 波佐見町 福祉保健課 TEL 0956-85-2976
- ・ 川棚町 健康推進課 TEL 0956-82-3131
- ・ 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当
TEL 095-826-1599 FAX 095-826-7325
受付時間 午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

1.2. その他

- ① 訪問リハビリテーション職員は次のことはできません。
 - ・ 医療行為を行うこと。
 - ・ 介護を行うこと。
- ② 職員は名札を携帯しておりますので、必要な場合は提示をお求めください。
その他、ご不明な点がありましたら、お気軽に職員までご相談下さい。